



宮 崎 県 公 報

平成23年 5 月16日 (月曜日) 第 2285 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告	頁
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商業支援課) 1	

人事委員会規則	
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について……………	1

公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 5 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カリーノ宮崎
宮崎市橋通東四丁目 8 番 1 号

- 2 意見の概要
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成23年 5 月16日から平成23年 6 月16日まで

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月16日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第22号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則 (昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1 (第 2 条関係)					別表第 1 (第 2 条関係)				
組	織	職	種 別	区 分	組	織	職	種 別	区 分
[略]					[略]				
教育委員会	教育庁	次長	[略]		教育委員会	教育庁	次長	[略]	
		[略]	[略]				参事	2 種	2
		[略]	[略]				[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]		[略]	[略]		[略]	
[略]	[略]		[略]		[略]	[略]		[略]	
[略]					[略]				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成23年 4 月 1 日から適用する。

公安委員会公告

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成23年 5 月16日

宮崎県公安委員会公告第 7 号

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	2 級	平成23年 8 月19日(金)午前 9 時30分から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成23年 7 月 4 日(月)から 7 月13日(木)まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等

の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。